

平成 26年 7月 10日

保護者 様

小牧市立小牧南小中学校  
学校長 織田 公弘

## 特別警報について

日ごろは、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。  
さて、気象業務法の改正により、「特別警報」が創設され、平成25年8月30日より運用開始となりました。これは、大規模な災害発生が緊迫していることを伝え、迅速な避難行動を呼びかけるものです。

それに伴い学校でも特別警報が発表された場合は、下記のような対応をします  
ので、ご確認いただきますようお願いいたします。



### 特別警報が発表された場合

- (1) 児童生徒の登校する以前に名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合  
ア 登校させない。  
イ 特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない。
- (2) 児童生徒の登校後に名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合  
ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。  
イ 児童生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。

### <特別警報の発表基準>

- 数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「暴風雪」、「大雪」の特別警報として発表される。
- 「大津波警報」、「噴火警報」、「緊急地震速報（震度6弱以上）」は特別警報として位置づけられる。ただし、「〇〇特別警報」として改めて発表はされない。

### <特別警報発表時の対応の原則>

**“ただちに命を守る行動をとる！”**